



第2号の1表

7八松木中発第36号
令和8年2月2日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立松木中学校
校長名 泉澤 太 公印



令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

本校には、開校以来、生徒の人間としての調和のとれた成長をめざし、国家及び社会の形成者として心身共に健全で、これからの社会を周囲の人と協力しながら主体的に生きることができるようにする、という教育の基本理念として『自立と協力』という校是がある。この校是に基づき、次の教育目標を定める。

すすんで奉仕し ◎
すすんで学び
そして、すすんで鍛える生徒

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ・「すすんで学ぶ生徒」を育成するために、授業と学習環境の充実を図り、「はちおうじっ子ミニマム」を指標に、「社会生活を営む上で最低限身に付ける基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる」ことをめざす。

○イ 豊かな心の育成

- ・「すすんで奉仕する生徒」を育成するために、一人ひとりの個性を活かし豊かな人間性・社会性を育み、校内の自治的活動や地域・社会の活動への参加を通し、ウェルビーイングをめざす態度を養う。

ウ 健やかな体の育成

- ・「すすんで鍛える生徒」を育成するために、体力・運動能力調査の結果等を用いて、自己の体力について理解し、学校生活全体を通じてすすんで心身を鍛え、体力向上を図り、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。

エ 不登校生徒への支援

- ・不登校対策として、校内委員会を中心に、状況把握や対応協議を行うとともに、地域運営学校としての強みを活かし、外部機関とも連携を取り地域や社会とつながるための支援を行う。

オ いじめの防止等の取組

- ・いじめ対策として、教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動を充実させることでいじめの未然防止をすすめるとともに、学校いじめ対策委員会を中心に、早期発見・早期対応に向けた教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図る。

カ 特別支援教育の充実

- ・校内委員会を中心に、特別な支援を必要とする生徒への合理的配慮に基づき、保護者と連携し適切な支援を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【松木中学校グループ(松木小、長池小)】

- ① 八王子市小中一貫教育に関する基本方針に基づき、松木中学校グループ3校が「高め合い、ともにすすんで社会・地域に貢献する児童・生徒」を育成することを共通目標とし、9年間を切れ目なくつなぐ教育活動を推進し、児童・生徒理解や学習・生活指導の充実を図る。
- ② 地域運営学校として、3校合同学校運営協議会と協働して、家庭や地域との連携を強化し、地域の願いや、特色を活かした教育活動のさらなる充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「生徒同士が意見を出し合い、考えを深める場面」を意図的・計画的に設定し、ICT等も活用しより多くの発表・発信（OUTPUT）を通して、自らの成長や学ぶ楽しさを実感できる機会をつくる。
- ② 「八王子市学力定着度調査」や「はちおうじっ子ミニマム」の結果を踏まえ、多くの生徒につまずきのある問題を分析し、成果指標に基づき具体的な指導改善を図る。
- ③ 生徒一人ひとりの特性に応じ、ICT機器の活用や習熟度別少人数指導による指導方法の工夫や改善を行い、教員のICT活用指導力向上に努めるとともに、教科の特性に応じた1人1台の学習用端末の活用を通して、個別最適な学びの充実を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 職場体験や上級学校訪問・各種ボランティア活動などさまざまな体験活動や問題解決的な学習を通して、生徒が自らの生き方を考える活動を行う。また、総合的な学習や探究的な活動を行う中で、教科等を横断した物事の見方や考え方を養い、発信力を高める。
- ② 身近な地域や日本遺産について知る機会を設定し、学年ごとにテーマを設定した探究活動を行い、系統的に理解を深める学習活動を行うとともに、地域人材と連携した活動へとつなげることで、地域へ貢献する意欲や態度を育む。

ウ 特別活動

- ① よりよい集団をめざし、その一員として自己の役割と責任を重視した学級活動、生徒会活動、学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、充実した学校生活を送ることができるよう自主的、実践的態度を育てる。
- ② 共感と協働を基盤とし、生徒一人ひとりの個性を尊重しつつ合意形成を図る学級活動を通し、仲間と関わる大切さを体感し、さまざまな個性をもった人とのコミュニケーション能力を育てる。
- ③ 生徒会活動や学校行事において、生徒の声を反映した自治的活動の実践を通し、自己有用感を高めるとともに主体性を育む。
- ④ 各種の実行委員やボランティア活動を奨励し、さまざまな物事に自主的に取り組む意義や楽しさを体験させるとともに、多様な他者との協働的な活動を通し、社会の一員としての自覚と責任感を高め、学校や地域に貢献する気持ちを育む。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別葉を基に、教育活動全体を通じて、「生命の尊さ」に重点を置き、自尊感情や規範意識を育み、豊かな心を持ち、自他の生命を尊重し、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、生徒の内面に根差した道徳性の育成を図る。
- イ 道徳授業地区公開講座や情報モラル教育の機会を活用し、地域の人材と連携した取組を実践し、生徒が生命の尊さについて主体的に考え、議論する道徳授業を展開する。

(3) キャリア教育

- ア 松木中学校グループの強みを活かし、浄瑠璃祭りなどの地域との連携を中心に義務教育9年間を見通したキャリア教育を実施し、社会的・職業的自立に向けて学び、希望をもって主体的に関わる態度を育成する。
- イ はちおうじっ子キャリアパスポートを活用して、各学期、行事等の目標や行事の振り返りを行い、自身の変容や成長の自己評価を通して、自己理解を深め生涯にわたり学び続ける力を養う。
- ウ 教育相談を充実させ、生徒一人ひとりに応じた進路指導を推進し、現在及び将来の生き方に対する意識を高め、主体的に進路を選択できる態度・能力と望ましい勤労観・職業観を育成する。
- エ 地域をはじめさまざまな外部人材を活用し、生徒自身が社会とどのように向き合うか、どうありたいかななどの未来像をもたせる取組を推進する。

(4) 特別支援教育

- ア 特別支援コーディネーターを中心に、校内委員会で支援を要する生徒の情報共有と対応検討をすすめるとともに、相談体制の多様化を図る。また、みなさわ（特別支援教室）巡回教員や特別支援教室専門員と連携して、学校生活を送るうえで生徒一人ひとりの特性や課題に応じた支援を考え実施する。
- イ 学校生活支援シートや個別指導計画に基づき、各関係機関との情報共有等を密に行い、ユニバーサルデザインの視点に立ち一人ひとりのニーズの把握に努め、合理的な配慮を検討し細やかな支援を行う。
- ウ 都立特別支援学校との連携を進め、対象生徒のニーズに即した副籍交流の充実を図る。
- エ 多様性を認め合う学校風土の醸成をめざし、障害者理解教育の充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① より良い学校生活を過ごすための学校のきまりについて、生徒が考え、生徒会を中心にまとめた意見を取り入れ、見直しをすすめ、学校づくりを自ら行うことを通して生徒の自治力を高める。
- ② セーフティ教室をはじめとした警察等の外部機関と連携した安全指導の取組を充実させ、闇バイト等の新たな危険等も含め、加害者にも被害者にもならないために必要な知識を学ばせる。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育」について、いのちの尊さ素晴らしさを知り、生活安全の取組を通し特に性犯罪・性暴力について加害者・被害者・傍観者とならないための指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週金曜日に学校いじめ対策委員会を行い、小さいいじめの芽を見逃さぬよう、情報交換を図り組織的対応を徹底するとともに、スクールカウンセラーを交えての教育相談体制の充実を図る。
- ② 生活アンケートやQ-Uの結果の分析を基に生徒の状況を把握し、相談環境の整備、情報モラル教育や安全教育、SOSの出し方に関する教育などを通し、他者に相談することの抵抗感を下げる。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」として実施する授業公開や校長講話等の取組を通し、いのちの大切さや豊かな人間性を高める。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校対応巡回教員と連携して支援ニーズを把握し、そのニーズに合わせた環境を整備することで、心理的な障害を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、不登校の未然防止や、学校を含めた社会とのつながりを保つ支援を行う。
- ② 個票システムを活用し、校内委員会を中心に関係機関等とも情報共有や相談を密にして支援を行う。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① はちおうじっ子ミニマムを活用し、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎・基本の習得・定着を図るとともに、話し合いや発表の活動を通し、思考力、判断力、表現力等の向上を図る。
- ② 授業や放課後の学習教室を活用して、基礎学力の定着と個に応じた学習の実践をすすめる。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 松木小、長池小の第6学年と松木中第3学年が10月に交流会、2月に新入生児童説明会を行う。いじめ防止「はちおうじっ子サミット」に向けて、児童会・生徒会が交流する。小学校の行事等に生徒がボランティアとして参加する。また第2学年生徒が両小学校で職場体験を行う。
- (取組2) 小中一貫教育の日を中心に、学力定着プロジェクトチームによる学力定着度調査等の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目のない学習指導のために、中学校に進学してくる児童の学習状況の引継ぎを確実にを行う。
- (取組3) Q-Uの結果を活用し、学期ごとに指導内容を重点化して児童・生徒の実態を把握する。また、小中一貫教育の日を中心に担任等が情報共有し、共通理解と共通取組の検討を行う。
- (取組4) 3校合同学校運営協議会主催の「浄瑠璃祭り」実行委員、松木中PTAと連携し、生徒が自ら参加する場を設け、児童・生徒が成長する機会をつくる。また、青少年対策松木地区委員会等、地域と連携したあいさつ運動や、松木中学校区で連携した英検・漢検などを実施する。

イ その他

- ① 「情報活用能力系統表」等を活用し、情報化社会でよりよく適切に情報活用できるよう、各教科で意図的・計画的なICT活用の場面を作る。
- ② 浄瑠璃祭りなどの地域行事等のボランティア活動を奨励し、通知表への記載等を通し価値付ける。
- ③ 「松木中学校部活動改革ロードマップ」に基づき、各カテゴリーの活動へ再編をすすめる。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	20	21	17	5	19	21	19	19	17	18	18	211
2	19	20	21	17	5	19	21	19	19	17	18	18	213
3	19	20	21	17	5	20	21	19	19	17	18	15	211
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は、入学式が4月8日のため2日減となる。 ・第3学年の修学旅行を9月26日(土)から28日(月)に行い、振替休日を9月29日(火)とするため、1日増となり、卒業式が3月19日(金)のため3日減となる。 ・夏季休業日は、7月25日(土)から8月24日(月)までとする。 ・冬季休業日は、12月26日(土)から1月6日(火)までとする。 ・4月18日(土)、5月9日(土)、1月9日(土)は、学校公開日とし、振替休業日を取らない土曜日の授業を実施する。 ・6月29日開校記念日を授業日とする。 ・10月1日都民の日を授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は50分とする。)

区 分	学 年	1	2	3
各 教 科	国 語	140(2)	140(2)	105(2)
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語 (英 語)	140	140	140
	小 計	895	875	875
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50(12)	70(15)	70(15)
特別活動(学級活動)		35	35	35
総 計		1015(12)	1015(15)	1015(15)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	3	3	3
学校行事	65	71	60
学級・学年裁量の時間	1	4	2

イ 1単位時間

- ・1単位時間は50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・全学年 4月18日(土)土曜授業。振替休日を取らないため3時間増。
- ・全学年 5月9日(土)土曜授業。振替休日を取らないため3時間増。
- ・全学年 10月7日(水)小中一貫授業の5時間目があるため、1時間増。
- ・全学年 10月14日(水)学芸発表会前日指導を5時間目に行うため、1時間増。
- ・全学年 1月9日(土)土曜授業。振替休日を取らないため3時間増。
- ・第1学年 移動教室のため、9月13日(日)は6時間増。
- ・第2学年 職場体験のため、9月16日(水)は2時間増。
- ・第3学年 修学旅行9月26日(土)、27日(日)に実施のため、12時間増。
- ・第3学年 4月15日(水)、9月9日(水)、9月16日(水)、11月11日(水)は、キャリア教育のため4時間増。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

総合的な学習の時間として、次の項目を位置付ける

- ・郷土学習調査
 - 第1学年 八王子市の環境や文化を調べ松木地区のお祭りである「浄瑠璃祭り」への出店を念頭に企画を考える。(7時間)
 - 第2学年 松木中学校地区の職業や事業所について調べ、自分が貢献できることや課題を考える。(10時間)
 - 第3学年 古都に残る日本の伝統文化に触れ、先人の知恵から日本の中の八王子を考える(10時間)
- ・上級学校訪問 第1学年(5時間) 第2学年(5時間) 第3学年(5時間)

国語(書写)の時間として、書初めを2時間行う。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・朝の読書活動を、年間を通して10分間実施する。
- ・補充的学習を、各学期2日間実施する。
- ・夏季休業中の補充的学習を、3日間実施する。

カ その他

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	水		金	避難訓練(地域)	月	振替休業日	水		土		火	
2	木		土		火		木		日		水	
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		木	
4	土		月	みどりの日	木		土		火		金	安全指導
5	日	春季休業日終	火	こどもの日	金		日		水		土	
6	月	着任式/始業式	水	振替休日	土		月		木		日	
7	火		木	安全指導	日		火	いのちの日	金		月	
8	水	入学式	金		月		水	薬物乱用防止教室(2)	土		火	
9	木	定期健康診断始/避難訓練	土	学校公開	火	避難訓練	木		日		水	
10	金		日		水	小中一貫教育の日	金		月		木	避難訓練
11	土		月		木		土		火	山の日	金	
12	日		火	セーフティ教室(全)	金		日		水		土	
13	月	安全指導	水	八王子市学力定着度調査(全)	土		月		木		日	移動教室(1) 始
14	火		木		日		火	避難訓練	金		月	
15	水		金		月	水泳指導始	水		土		火	移動教室(1) 終
16	木		土		火		木		日		水	振替休日(1) 休校
17	金		日		水		金		月		木	
18	土	学校公開	月		木		土		火		金	
19	日		火		金		日		水		土	
20	月		水		土		月	海の日	木		日	
21	火		木		日		火		金		月	敬老の日
22	水		金		月	安全指導	水		土		火	国民の休日
23	木	全国学力調査(3)	土		火		木	水泳指導 終	日		水	秋分の日
24	金		日		水		金	終業式 安全指導	月	夏季休業日終	木	
25	土		月		木		土	夏季休業日始	火	始業式	金	
26	日		火		金		日		水		土	修学旅行(3) 始
27	月		水		土		月		木	道徳授業地区公開講座	日	
28	火		木		日		火		金		月	修学旅行(3) 終
29	水	昭和の日	金		月	開校記念日	水		土		火	振替休日(3)
30	木		土	体育大会	火	定期健康診断終	木		日		水	
31	/		日		/		金		月		/	

月 曜 日	10		11		12		1		2		3	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	木	都民の日	日		火		金	元日	月	安全指導	月	安全指導
2	金		月	安全指導	水		土		火		火	
3	土		火	文化の日	木		日		水	小中一貫教育の日	水	
4	日		水		金		月		木		木	避難訓練
5	月	安全指導	木	避難訓練	土		火		金		金	
6	火		金		日		水	冬季休業日終	土		土	
7	水	小中一貫教育の日	土	東京都教育の日	月	安全指導	木	始業式 安全指導	日		日	
8	木		日		火		金		月		月	
9	金		月		水	八王子市立定章校調査(1・2)	土	学校公開	火	避難訓練	火	
10	土		火		木		日		水		水	
11	日		水		金		月	成人の日	木	建国記念の日	木	
12	月	スポーツの日	木		土		火		金		金	
13	火		金		日		水		土		土	
14	水		土		月		木		日		日	
15	木	学芸発表会(全)	日		火		金		月	学校説明会	月	
16	金		月		水		土		火		火	
17	土		火		木	避難訓練	日		水		水	
18	日		水		金		月		木		木	
19	月		木		土		火		金		金	卒業式
20	火		金		日		水		土		土	
21	水		土		月		木		日		日	春分の日
22	木	避難訓練	日		火		金		月		月	振替休日
23	金		月	勤労感謝の日	水		土		火	天皇誕生日	火	
24	土		火		木		日		水		水	
25	日		水		金	終業式	月		木		木	修了式
26	月		木		土	冬季休業日始	火		金		金	春季休業日始
27	火		金		日		水		土		土	
28	水		土		月		木		日		日	
29	木		日		火		金	避難訓練	/		月	
30	金		月		水		土		/		火	
31	土		/		木		日		/		水	



第5号の1表

7 八松木中発第 37 号
令和 8 年 2 月 2 日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立松木中学校
校長氏名 泉澤 太



令和 8 年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第 16 条により、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 本校の教育目標を達成するため、発達障害のある生徒が学習上・生活上の困難さを改善・克服し、障害に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることをめざす。
- (2) 特別支援教室での指導により対象生徒の学習の困難を克服するための力及び在籍学級における集団適応能力の伸長をめざす。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 就学支援ファイル、学校生活支援シート、家庭環境等調査票を活用して、生徒、保護者のニーズを把握し、計画・実行・評価・改善のサイクルを構築した連携型個別の指導計画を基に指導を行い、学期末ごとに生徒、保護者、在籍学級担任と共に長期目標、短期目標の到達度評価を共有する。
- (2) 巡回指導教員は、生徒の障害の状態について在籍学級担任や教科担任等と共通理解し、協働して生徒の障害に応じた特別な指導を実施する。
- (3) 巡回指導教員は、臨床発達心理士等の専門家の意見を踏まえて生徒の心理的安定を促す助言、指導等を行い、本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促す。
- (4) 巡回指導教員や臨床発達心理士等の専門家が在籍学級における生徒の行動観察を行った上で、ケース会議に参画することにより早期の支援に結びつける。
- (5) 特別支援教室拠点校として、全ての教職員及び全校生徒・保護者の特別支援教育への理解をより深化させる。

3 指導の重点

自立活動を中心に、規則正しい生活・学習習慣の形成、適切なコミュニケーションのとり方、行動や気持ちのコントロールの仕方、年齢相応な行動様式、自分の意見や考え等を表現し伝える力、自己理解の仕方、自分に合う学び方を身に付けさせる。

4 その他の配慮事項

- (1) 複数担当制による学習形態の変化や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学生特有の課題に配慮した助言、指導を行う。
- (2) 思春期は多感な時期となることから周囲の目に過敏に反応することや、障害による視覚的、聴覚的な刺激に配慮した学習環境を整える。
- (3) 多様性を認め合う学校風土の醸成をめざし、障害者理解教育の充実を図る。
- (4) 校内委員会と連携し対応検討を進め、生徒一人ひとりの特性や課題に応じた支援を行う。